

犬山市創業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新たに創業をする者の負担を軽減し、効果的な事業活動の展開を促進するため、市内における創業及びこれに伴う営業力の強化に要する費用に対して交付する犬山市創業支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による届出により新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。以下同じ。）を設立し、当該会社が事業を開始すること。

(2) 創業日 前号アに該当する場合にあっては開業の日、同号イに該当する場合にあっては会社の設立の日をいう。

(3) 創業計画書 市が実施する中小企業無料経営相談を受けて作成した創業に係る計画書をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、第7条第1項の認定決定（以下単に「認定決定」という。）を受けたものとする。

(1) 市内に事業所を設置して創業をし、事業を行うこと。

(2) 第6条の認定申請の日から1年以内に創業を予定していること。

(3) 創業日から３年以上の事業の継続が見込まれること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 前条第１号アに該当する場合 第９条の交付申請の日（以下「交付申請日」という。）において、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録された住所に現に居住していること。

イ 前条第１号イに該当する場合 第１２条の報告の日において、市内を本店の所在地とする法人登記が行われていること。

(5) 特定創業支援等事業（犬山市創業支援等事業計画に定める事業をいう。）による支援を受けたことの証明書が発行されていること。ただし、他市町村の制度等に基づく同種の支援を受けていた場合は、この限りでない。

(6) 創業計画書を作成していること。

(7) 許認可を要する業種において創業をする者にあつては、実際に営業を開始する日までに許認可を受けていること。

(8) 創業をする事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 犬山市税条例（昭和２９年条例第１７号）第３条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和３６年条例第１９号）第７条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者

(2) 犬山市暴力団排除条例（平成２４年条例第３４号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を予定

している者

- (4) 他の者が行っていた事業を承継して行う者
- (5) 過去に補助金の交付を受けた者
- (6) 創業に係る次条第1項に規定する補助対象経費の合計額が100万円以下である者

3 補助対象者が次に掲げる要件を全て満たす場合は、移住支援加算補助の対象とする。

- (1) 第6条の認定申請の日において市の住民基本台帳に記録されて1年以内であること又は当該日から交付申請日までの間に市の住民基本台帳に新たに記録され、その記録された住所に現に居住していること。
- (2) 市の住民基本台帳に記録された日前の3年間、市外の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 創業日から3年以上継続して市内に居住する意志があること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定決定の日から交付申請日までに要した創業に係る経費のうち、別表第1に定める経費とする。ただし、国、県又は市の他の制度に基づく補助の対象となる経費を除く。

2 移住支援加算補助の対象となる経費（以下「移住経費」という。）は、市への移住に要した経費のうち、別表第2に定める経費とする。ただし、国、県又は市の他の制度に基づく補助の対象となる経費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 移住支援加算補助の額は、移住経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表第2に定める額を限度とする。

（認定申請）

第6条 補助対象者の認定を受けようとするものは、犬山市創業支援補助金認定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、補助金に係る創業に着手する日の前日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 創業計画書の写し
- （2） 補助対象事業計画書（様式第2）
- （3） 補助対象経費の内容が確認できる見積書
- （4） 市税等の滞納がないことを証する書類
- （5） 事業所の場所が分かる位置図
- （6） その他市長が必要と認める書類

（認定の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市創業支援補助金認定（不認定）決定通知書（様式第3）により、認定の可否について当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該認定決定に条件を付することができる。

- 2 市長は、補助対象者の不認定を決定したときは、前項の通知書にその理由を記載しなければならない。

（補助事業の変更）

第8条 認定決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市創業支援補助金変更認定申請書（様式第4）に第6条に掲げる書類（当該内容の変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは犬山市創業支援補助金変更交付認定通知書（様式第5）により、不適当と認めるときは犬山市創業支援補助金変更認定

申請却下通知書（様式第 6）にその理由を記載して、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、既に付した条件を取り消し、若しくは変更し、又は新たに条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ犬山市創業支援補助事業中止・廃止届出書（様式第 7）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、認定決定を取り消すとともに、その旨を当該認定決定に係る補助事業者へ通知するものとする。

（交付申請）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、認定決定の日から 1 年以内かつ創業日以後に、犬山市創業支援補助金交付申請書（様式第 8）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第 6 条に掲げる書類（同条の認定申請をした時からその内容に変更がない書類を除く。）
- (2) 第 3 条第 1 号アに該当する場合にあっては、創業日において市の住民基本台帳に記録されていることを証する書類

（交付の決定及び通知）

第 11 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市創業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 9）により、補助金の交付の可否について当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、前項の通知書にその理由を記載しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、犬山市創業支援補助金実績報告書（様式第 10）に次に掲げる書類を添えて、前

条第1項の交付決定の日から30日を経過する日又は当該交付決定の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が完了したことを証する書類
- (2) 補助事業に係る支払いが完了したことを証する書類
- (3) 第2条第1号アに該当する場合にあっては、税務署長に提出した開業届の写し
- (4) 第2条第1号イに該当する場合にあっては、登記事項証明書の写し
- (5) 許認可を要する業種において創業をした者にあっては、営業許可証等当該許認可を受けたことを証する書類
- (6) 創業の状況が分かる資料
- (7) 移住支援加算補助の対象となる場合にあっては、3年以上継続して市外に居住していたことを証する戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し等
- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の完了を確認し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係諸帳簿及び証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、創業日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（経営状況の報告）

第16条 補助事業者は、創業日以後3年間、決算（当該日の属する年度を含む決算期に係るものを除く。）に係る確定申告書又は財務諸表等の決算書類を市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助金により取得した財産を、市長の承認を受けることなく、補助事業以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、創業日の属する年度の翌年度から5年間を経過した場合は、この限りでない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係） 創業支援補助金

項目	補助対象経費	対象とならない経費
共通事項	創業計画書に記載されているもの	創業計画書に記載のないもの
事業所等の工事費用	新たに設ける事業所等の外装工事、内装工事等の工事費用（住居等を兼用する場合は、事業所等に係る工事費用に限る。）	住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分できない場合の工事費用

設備費	事業の実施に必要な機械装置、工具、器具及び備品の購入費用	・車両購入費 ・取得価格が3万円に満たない設備の購入費用
店舗等の賃貸に必要な経費	店舗及び事務所の借入に伴う仲介手数料	火災保険料及び地震保険料
広報費	・販路開拓に係る広告宣伝費用及びパンフレット印刷費用 ・ダイレクトメールの郵送料	・創業に係る広報費用と限定できないもの。 ・切手の購入費用

別表第2（第4条、第5条関係） 移住支援加算補助

項目	移住経費	対象とならない経費	限度額
引越費	市内への移住に係る引越し費用	移住に伴う家具、家電等の購入費	50万円
家賃、不動産購入費	・創業日から当該日から1年を経過する日までの期間に係る住居の賃借料。 ・住居として使用する不動産の購入費 （事務所として使用する部分を含む場合は、賃借料及び不動産の購入費に住居に係る使用面積の割合を乗じた額を対象とする）	事務所として使用する部分と明確に区分できない場合の賃借料及び不動産の購入費	60万円